

個人情報目的外利用登録簿（単票）

目的外利用により行う事務で保有する個人情報ファイルの名称	農家（農地）台帳作成事務ファイル
目的外利用の根拠	法第69条第1項に該当
目的外利用に供される保有個人情報の記録項目及び利用目的	【基本的事項】 ☐氏名 ☐住所 ☐生年月日・年齢 ☐性別 ☐電話番号 ☐国籍 ☐本籍 ☐続柄 【家庭状況等】 ☐家族状況 ☐親族関係 ☐婚姻 【社会生活の状況】 ☐職業・職歴 ☐学歴・学業 ☐資格・受賞歴 ☐成績・評価 ☒財産・収入 ☒課税・納税状況 ☐公的扶助 ☐趣味 【個人識別符号】 ☐旅券番号 ☐基礎年金番号 ☐運転免許証番号 ☐住民票コード ☐個人番号 ☐被保険者等記号番号 ☐身体の特徴を変換した符号 ☐その他（ ） 【要配慮個人情報】 ☐人種 ☐宗教・思想・信条 ☐社会的身分 ☐犯罪歴 ☐犯罪被害の事実 ☐障害 ☐病歴 ☐健康診断等の結果 ☐健康診断等の結果に基づく指導、診療又は調剤の内容 【その他】 （ ） 【利用目的】 （農地法施行規則第102条の規定に基づき、農家（農地）台帳作成のため及び正確な記録を確保するため、土地の所有者及びその家族について照合する。）
目的外利用の開始年月日	平成27年1月15日
目的外利用により行う事務をつかさどる組織の名称	農業委員会 （生活環境部シティセールス推進課産業活性化グループ）
目的外利用に供される保有個人情報があらかじめ記録されている個人情報ファイルの名称	固定資産税等課税事務ファイル
目的外利用に供される保有個人情報があらかじめ記録されている個人情報ファイルを保有する事務をつかさどる組織の名称	市民部課税課資産税係
備考	